

2019年6月27日

株 主 各 位

京都市北区平野宮本町5番地

**株式会社 フジックス**

代表取締役社長 藤井 一郎

## 第70期定時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本日開催の当社第70期定時株主総会において、下記のとおり報告並びに決議されましたのでご通知申し上げます。

敬 具

記

### 報告事項

1. 第70期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件  
本件は、上記事業報告の内容、連結計算書類の内容及びその監査結果を報告いたしました。
2. 第70期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）計算書類の内容報告の件  
本件は、上記計算書類の内容を報告いたしました。

### 決議事項

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

本件は、原案のとおり承認可決され、当期末の期末配当金は、1株につき62円50銭と決定いたしました。

#### 第2号議案 定款一部変更の件

本件は、原案のとおり承認可決されました。その変更の内容は、次のとおりであります。

- ①コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図るため、監査等委員会設置会社へ移行するにあたり、移行に必要な監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行いました。
- ②会社法の改正により責任限定契約を締結できる会社役員の範囲が変更されたことに伴い、責任限定契約に関する規定の一部を変更いたしました。
- ③上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行いました。

#### 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

本件は、原案のとおり承認可決され、監査等委員である取締役以外の取締役に藤井一郎氏、山本和良氏、木村宜夫氏、川嶋伸久氏、松尾勇治氏、藤井翔太氏の6名が再任され、それぞれ就任いたしました。

#### 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

本件は、原案のとおり承認可決され、監査等委員である取締役に松山広幸氏、山田善紀氏、吉田薫氏の3名が選任され、それぞれ就任いたしました。

なお、山田善紀、吉田薫の両氏は、会社法に定める社外取締役であります。

#### 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

本件は、原案のとおり承認可決され、補欠の監査等委員である取締役に国松治一氏が選任されました。

なお、同氏は、会社法に定める社外取締役の要件を満たしております。

#### 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

本件は、原案のとおり承認可決され、監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を年額1億2,000万円以内とすること、及び各取締役に對する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとされました。なお、この報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まれておりません。

#### 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

本件は、原案のとおり承認可決され、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の報酬等の額を年額4,000万円以内とすること、及び各監査等委員である取締役に對する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとされました。

#### 第8号議案 退任取締役及び退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

本件は、原案のとおり承認可決され、退任取締役 八木康雄氏及び退任監査役 中野雄介氏に対し、当社の定める一定の基準に從い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的な金額、贈呈の時期、方法等は、退任取締役については取締役会に、退任監査役については監査等委員である取締役の協議に一任されました。

以上

おって、本定時株主総会終了後に開催された取締役会において、下記のとおり選定され、それぞれ就任いたしました。

記

代表取締役 藤井 一郎

専務取締役 山本 和良

### 期末配当金のお支払について

第70期期末配当金は、同封の「第70期 期末配当金額収証」によりお支払いいたしますので、最寄りのゆうちょ銀行全国本支店及び出張所ならびに郵便局で払渡期間内（2019年6月28日から2019年7月31日まで）にお受け取り下さい。

口座振込をご指定の方には、「配当金計算書」及び「お振込先について」を、株式数比例配分方式をご指定の方には、「配当金計算書」及び「配当金のお受け取り方法について」を同封いたしましたのでご確認ください。

なお、「配当金計算書」は、株主さまが確定申告をする際の添付資料としてご使用いただくことができます。なお、株式数比例配分方式を選択されている場合は、お取引の証券会社へお問い合わせください。